

消費者契約に関する検討会報告書に関する意見

2021年10月15日
全大阪消費者団体連絡会

1. 「1. (1) 困惑類型の脱法防止規定 (2) 消費者の心理状態に着目した規定 (3) 消費者の判断力に着目した規定」に対する意見

(意見の内容)

法のすき間による消費者被害を防止・救済を進めるために、消費者契約法第4条第3項全体を包括する脱法防止の受け皿規定を求めます。

(意見の理由)

2017年8月8日消費者委員会答申書が「特に以下の事項を早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」の一つとして、「合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権」を挙げました。

2018年6月6日参議院消費者問題特別委員会附帯決議も「高齢者、若年成人、障害者等の知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）の創設について、消費者委員会の答申書において喫緊の課題として付言されていたことを踏まえて早急に検討を行い、本法成立後二年以内に必要な措置を講ずること。」としました。

これらの指摘を正面から受け止め、一部の類型に留めるのではなく、消費者契約法第4条第3項全体を包括して、すき間が生じないようにする脱法防止の受け皿規定を設けることを求めます。

「1. (2) 消費者の心理状態に着目した規定」、「1. (3) 消費者の判断力に着目した規定」という規定の新設には賛成ですが、これらも他の規定との間にすき間を生じさせない受け皿規定とセットされることで、より効果的に消費者被害の防止・救済に資すると考えます。

2. 「2. (1) 「平均的な損害の額」の考慮要素の列挙 (2) 解約時の説明に関する努力義務の導入 (3) 違約金条項についての在り方に関する検討 (4) 立証責任の負担を軽減する特則の導入」に対する意見

(意見の内容)

報告書が示す考え方に賛成します。

(意見の理由)

各項目について、消費者、事業者のそれぞれが「平均的損害の額」について考え方を整理し、トラブル時に解決を図る手段として必要と考えます。

ただし、消費者としては、そもそも違約金等を請求する事業者がその額の根拠を具体的に示すのが当然であり、なぜ解約時の事業者の説明が努力義務に留まるのか、なぜ立証責任が転換されないのか、なぜ積極否認の特則の適用が適格消費者団体に限定されるのか、については納得しがたいことを付言します。

3. 「5. 消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素について」に対する意見
(意見の内容)

「年齢」を加えることに賛成します。

(意見の理由)

「年齢」を加えることは2017年8月8日消費者委員会 消費者契約法の規律の在り方についての答申、2018年6月6日 参議院消費者問題特別委員会附帯決議で求められています。依然として高齢者の消費者被害が多く、また来年には成年年齢引き下げにより若年者の被害増加が強く懸念される場所であり、対策を取るべきです。

4. 「4. (1) 定型約款の表示請求に係る情報提供の努力義務 (2) 適格消費者団体の契約条項の開示請求」に対する意見

(意見の内容)

定型約款については、定型約款の事前開示義務を事業者に明確に求めるべきです。

適格消費者団体の契約条項の開示請求を儲けることには賛成します。

(意見の理由)

消費者にすれば、定型約款は事業者が契約時に当然開示または説明すべきものと考えます。表示請求権の情報提供を努力義務に留めることには到底納得できません。

5. 「3. (1) サルベージ条項 (2) 所有権等を放棄するものとみなす条項 (3) 消費者の解除権の行使を制限する条項 (4) 消費者の解除権に関する努力義務」に対する意見

(意見の内容)

各条項を設けることに賛成します。

(意見の理由)

特に、(3)消費者の解除権の行使を制限する条項(4)消費者の解除権に関する努力義務については、解約方法をわかりにくい場所に表示する、契約締結時とは異なる手法に限定する、過度に本人確認を求めるなどは、消費者の解除権を意図的に妨げる悪質な行為です。契約締結時と同様の負担で解約手続きができる規律が必要です。

以上